

Robot-in サービス利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. Robot-in サービス利用規約（以下「本規約」という）は、ハングリード株式会社（以下「当社」という）が提供する SaaS(Software as a Service)サービスである Robot-in サービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含み、以下「本サービス」という）の利用に関し適用される。本サービスの利用者は、本サービスの利用について本規約を誠実に遵守しなければならない。
2. 当社が本規約にかかる個別規約等を定めた場合、個別規約等は本規約の一部を構成し、適用されるものとする。個別規約等において、本規約に定める事項の一部若しくは全部の適用を排除し、又は本規約と異なる事項を定めたときは、本規約の定めにかかわらず個別規約等に定めるところによる。

第2条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は次のとおりとする。

（1）利用契約

本サービスを利用するための本規約に基づく契約

（2）申込者

当社に利用契約の申込をした者

（3）利用者

当社と利用契約を締結した者

（4）料金等

本サービスの利用料金その他提供に関する料金、オプションサービスの利用料金、その他の債務及びこれにかかる消費税等相当額

（5）本サービス用設備

当社が本サービスを提供するために必要なサーバその他の設備

第3条（規約の変更）

当社は、当社所定の方法によって利用者に通知することにより、本規約を変更することができるものとする。なお、この場合には、料金等その他の本サービス提供条件は変更後の規約による。当該変更の通知後、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

第2章 契約の成立等

第4条（契約の申込・成立）

1. 利用契約は、申込者が、本規約に同意の上、当社が別に定める手続きに従って本サービスの申込を行い、かつ当社が当該申込を承諾したときに成立するものとする。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがある。
 - (1) 本サービスの利用申込の際に、申込者の申告事項について、虚偽の記載、誤記、又は記載漏れがあった場合
 - (2) 当社の業務遂行上又は技術上著しい支障がある場合
 - (3) 申込者が料金等の支払その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (4) 申込者について過去に不正使用等により利用契約を解約されていること又は本サービス若しくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明した場合
 - (5) 第21条（禁止事項）各号に定める禁止行為に該当するおそれがある場合
 - (6) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
 - (7) 前各号の他、当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合

第5条（契約の単位等）

1. 利用契約は、原則として1社につき一契約の単位で締結されるものとする。
2. 前項にかかわらず、利用者は、当社所定の申請をなし、当社の承諾を得ることにより、利用者の子会社、関連会社において本サービスの利用を行うことができる。

第6条（ID、パスワードの発行及び管理義務）

1. 当社は、利用契約成立後、利用者に対して、本サービスを利用するためのID及びパスワードを通知するものとする。
2. 利用者は、当社から取得したID及びパスワードの全面的な管理責任を負うものとする。
3. 利用者は、ID及びパスワードにつき、第三者への利用、開示、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入、担保設定その他の処分をしてはならないものとする。
4. 利用者によるID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切責任を負わないものとする。
5. 第三者が利用者のID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は利用者の行為とみなされるものとし、利用者はかかる利用についての料金等の支払その他債務一切を負担するものとする。
6. ID及びパスワードが盗用され、第三者の使用等により、本サービスが停止又は本サービスで提供するシステムが毀損した場合には、当該ID及びパスワードの管理責任を負っている利用者は、当社に対し賠償責任を負うものとする。
7. 利用者は、ID及びパスワードの盗難があった場合、ID及びパスワードの失念があった場合、又はID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第7条（届出事項の変更）

1. 利用者は、当社に対する届出事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとする。
2. 利用者が本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより利用者が不利益を被った場合、当社は一切その責任を負わないものとする。

第3章 サービスについて

第8条（本サービスにおける受注件数）

本サービスにおける受注件数は、第三者が、利用者に対して、利用者が提供する物、役務、権利等の注文を行った件数として、注文日（第三者が注文を行った日として本サービスにおいて注文日として登録されているものを意味する。）ごとに本サービスに登録された件数をいい、一度登録されたものはその後削除されたものも一件としてカウントする。ただし、登録した当日中に削除された件数はカウントされないものとする。

第9条（使用条件）

利用者は、下記使用条件に従い、本サービスの提供を受けるものとする。

- （1）当社が推奨する動作環境を備えたパソコンで使用する
- （2）ウイルス対策ソフトの最新版を導入したパソコンで使用する
- （3）その他、当社が別途定める使用条件に従った使用を行う

第10条（仕様の変更等）

1. 当社は、本サービスに必要となるシステムの改良・追加・削減その他の仕様変更等を行うことがあり、利用者はこれを事前に了承するものとする。
2. 当社は、前項に定める変更を行う際には、当社が定める方法により、利用者にもその旨を通知する。ただし、緊急を要する場合その他事前通知が不要と思われる軽微な変更等については、この限りではない。

第4章 サービスの利用及び料金等について

第11条（料金等）

料金及び消費税等は、当社が下記 URL にて別途定める料金表（以下「料金表」という）に定めるとおりとする。

URL：<https://www.hunglead.com/products/price/>

第12条（基準日）

基準日とは、各種申込が受理される基準となる日とする。なお、毎月5日を本サービスの基準日とし、

料金等の算出方法は料金表並びに第16条に定めるとおりとする。

第13条（サービスの開始）

1. 当社は、本サービスの開始にあたり、サービスの開始日、申込内容を明記した提供サービス確認内容を利用者に通知する。
2. 本サービスは、前項の通知に記載されたサービス開始日（以下「サービス開始日」という）より開始するものとする。以後、利用者は、実際のサービス利用の有無に係わらず、当社の定める料金等の支払義務を負担する。

第14条（利用期間）

本サービスの利用期間は、料金表に定めるとおりとする。

第15条（料金等の変更）

当社は、経済事情の変動又は本サービスの業務内容の変更、拡張等によって料金等を変更する必要がある場合には、料金表を改定することができるものとする。この場合、第3条（規約の変更）の規定を準用するものとするが、当社は予め1ヶ月以上前にその旨を利用者に通知するものとする。

第16条（料金等の支払義務等）

1. 当社は、本サービスの利用に関し、毎月15日を締日として、前月の16日から当月15日までに増加した受注件数に対して、料金表に基づき計算した利用料金等を利用者に請求するものとし、利用者は当該請求金額を、毎月所定の日に当社が定める銀行振込又は口座振替により支払わなければならないものとする。なお、支払に要する費用は利用者の負担とする。
2. 前項により利用料金等の算定の基礎となる受注件数は以下の各号の合計とする。ただし、第2号は、第2号の受注件数が累計で5万を超えた場合に、その超えた分のみを利用料金等の算定の基礎となる合計件数に加えるものとする。
 - (1) 受注件数が増加した日の30日前から当日を注文日とする受注件数の増加件数
 - (2) 受注件数が増加した日の31日以上前を注文日とする受注件数の増加件数
3. 利用者が、料金等の支払をなさない場合、当社は、第18条及び第27条の規定に従い、本サービスの利用停止措置若しくは利用契約の解約処理を行うことができるものとする。ただし、利用者は、既発生 of 料金等の支払義務及び利用停止期間中の料金等の支払義務を免れないものとする。

第17条（利用者による解約）

利用者は、利用契約の契約中、契約終了を希望する利用期間の基準日までに、当社が予め定める方法によって通知を行い、かつ、利用期間満了日までの料金等及び未払料金等の一切を一括して当社に支払うことにより、利用契約を当該通知が当社に到達した日が属する利用期間の満了日をもって解約できるものとする。また、当該通知が当社に到達した日が基準日後の場合、翌月末をもって解約することができるものとする。

第18条（当社による解約）

1. 当社は、第27条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた利用者が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとする。
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに利用契約を解約することができるものとする。
 - (1) 第27条第2項各号所定の事由に該当する場合
 - (2) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合
 - (3) その他当社が利用者による本サービス利用の継続が不適当と判断した場合
3. 前2項の規定により利用契約が解約された場合、利用者は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに支払うものとする。
4. 本条に基づく当社の解約処理に伴い利用者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責を負わないものとする。

第19条（利用契約終了に伴う措置）

1. 利用者は、利用契約の終了と同時に当社から付与された ID 及びパスワードを喪失するものとする。
2. 当社は、利用契約の終了と同時に利用者のデータ等をすべて消去できるものとする。
3. 前項の場合において、利用者は、必要に応じて、受注情報、商品情報、在庫更新記録等をプリントアウトする等して保管するものとする。利用者が保管処置を講じず、利用契約終了後に当社が利用者のデータ等を削除した場合において、当社は一切の責を負わないものとする。

第20条（延滞損害金）

利用者は、料金等の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで、未払いの料金等に年14.6%の割合を乗じた金額を遅延損害金として別途当社に支払わなければならないものとする。

第5章 禁止行為

第21条（禁止事項）

利用者は本サービスを利用するにあたり、下記の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為
- (2) 詐欺その他犯罪に結びつく行為又は結びつくおそれのある行為
- (3) 当社若しくは第三者の著作権、著作者人格権、著作隣接権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者の肖像権、プライバシーを侵害する行為
- (5) 当社若しくは第三者の設備又は本サービス用設備等の利用若しくは業務の運営・維持に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用し、又は情報を送信若しくは表示する行為
- (7) 当社と同種又は類似の業務を行う行為

- (8) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (9) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (10) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
- (11) その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (12) 前各号に定める行為を助長する行為
- (13) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為

第22条（目的外利用、複製等の禁止）

1. 利用者は、本サービスの利用以外の目的のために、当社より提供されたデータを使用してはならないものとする。
2. 利用者は、当社が本サービスに用いるプログラム、システム又はインターフェース等の全部又は一部を複製し、改変してはならないものとする。
3. 前項の各行為が行われた場合、当社は、本サービスの提供につき一切の責任を負わないものとする。
また、この場合、当社は、第21条及び第31条の規定に従い、本サービスの利用停止措置若しくは利用契約の解約処理を行うものとする。ただし、利用者は、既発生 of 料金等の支払義務及び利用停止期間中の料金等の支払義務を免れないものとする。
4. 利用者は、本サービスの利用により知り得た当社のプログラム、システム又はインターフェース等にかかる情報を、当社からの事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第6章 損害賠償等

第23条（損害賠償）

1. 利用者が、利用契約に違反し、又は本サービスの利用に関して利用者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、利用者は当社が被った損害の一切を賠償するものとする。
2. 利用者が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、又は第三者と紛争を生じた場合、利用者は、自己の費用と責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとする。万一、当社が他の利用者や第三者から責任を追及された場合は、利用者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社が他の利用者や第三者に対して支払をなした場合には、直ちに当該支払額を当社に支払うものとする。

第24条（責任の制限）

1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重過失により本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時点から起算して、72時間その状態が継続したときに限り、利用者の現実に発生した損害の賠償請求に応じるものとする。
2. 前項における損害賠償の範囲は、本サービスの提供を受けることができなかつた時点から過去1ヶ月間に当社が利用者から現実に受領した料金等に相当する金額を限度とし、利用者へ直接かつ現実

に発生した損害に限るものとする。

これをもって当社の責に基づく賠償責任の限度とし、当社の故意又は重過失によらない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については何らの責任も負担しないものとする。尚、利用者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に請求をしなかったときはその権利を失うものとする。

3. 当社は、電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供に必要な電気通信設備に障害等が生じ、本サービスの提供が出来なかった場合、何らの責任も負わないものとする。
4. 前各項の場合のほか、当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合の損害賠償の範囲は、第2項に従う。また、当社は前各項による損害賠償を相当額のサービスの提供又はサービス期間の延長をもって代えることが出来るものとする。

第25条（免責）

1. 当社が利用者に対して負う責任は、第24条（責任の制限）の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により利用者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。
 - (1) 天災、事変、騒乱、暴動その他の不可抗力な非常事態
 - (2) 利用者のパソコン、電気通信設備の障害、インターネット接続サービスの不具合等、利用者の設備、接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等、インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 利用者が当社の定める手順・セキュリティー手段等を遵守しないことに起因するもの
 - (7) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係わらないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因するもの
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造にかかわらないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因するもの
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分に起因するもの
 - (11) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失等の帰責事由がない場合
 - (12) 利用者が出店しているウェブサイト上の各ショッピングモール及び各ショッピングシステム（以下「ショッピングシステム」という）でのシステム障害、メンテナンス、遅延、停止等により情報に差異が生じた場合
 - (13) 各ショッピングシステムの仕様変更により本サービスにて正常な動作が行われなかった場合
 - (14) 本サービス用設備のシステム障害、メンテナンス、遅延、停止等により当社への受注メールが正

常に転送されなかった場合

(15) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより利用者と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとする。

第26条（無保証）

1. 本サービスは、本サービスの開発時点におけるインターネット、OS、ウェブブラウザ、各ショッピングシステムの提供するシステム（以下「利用環境」という）の技術仕様に準拠して開発されており、利用環境の技術仕様が変更になった場合には、情報の送信、掲載、変更、更新、削除が行なえず、又は不具合が発生する可能性があることを、利用者は予め了承するものとする。
2. 本サービスは、一般的な利用者が通常想定する方法にて利用する場合に不具合が発生しないことを基準として開発されており、利用者が仕様外の情報等送信した場合には、情報の送信、掲載、変更、更新、削除が行なえず、又は不具合が発生する可能性があることを、利用者は予め了承するものとする。
3. 利用環境の技術仕様に追加、変更等が発生した場合には、当社はこれに対応すべく本サービスの修正を行うが、その完了時期は保証されない。その間、本サービスが正常に利用できない可能性があることを、利用者は予め了承するものとする。
4. 前各項に定めるものの他、当社は、本サービスの仕様、品質、性能等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、適法性、利用者への特定の目的への適合性、商業性、市場性その他一切の事項を保証するものではない。
5. 当社は、利用者が当社に提供した情報が外部に漏洩することの無いよう合理的な安全対策を行うが、利用者が当社に提供した情報が漏洩しないことを保証するものではなく、利用者が当社に提供した情報が漏洩したとしても、当社は責任を負わないものとする。
6. 前各項に記載の不具合等により利用者において発生した損害、対応費用等について、当社は一切これを補償する義務を負わないものとする。

第7章 サービスの利用停止等

第27条（サービスの利用停止）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して相当の期間を定めて催告をし、当該期間経過後もなお履行又は是正をしないときには、本サービスの利用を停止することができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事前に催告することなく直ちに本サービスの利用を停止することができるものとする。
 - (1) 利用契約に関して、利用者の申告事項に虚偽の通知又は記載、誤記等が判明した場合
 - (2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わない場合
 - (3) 本規約、又は当社が別途定める規約等及び法令等に違反した場合
2. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知若しくは催告することなく直ちに本サービスの利用を停止することができるものとする。

- (1) 利用者の行為が、第21条（禁止事項）各号に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合
 - (2) 利用者が本サービスに関する当社の業務の遂行又は本サービス用設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をした場合
 - (3) 利用者が、当社が提供する他のサービスの利用契約を締結しているときにおいて、当該サービスについて利用停止事由が発生したとき、又はこれらの利用を停止された場合
 - (4) 利用者について、仮差押、仮処分、差押、競売、破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始の各申立があったとき、又は、利用者が公租公課等の滞納による処分を受けた場合
 - (5) 利用者が自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (6) 利用者が死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (7) 第4条第2項各号に該当する場合
 - (8) その他、本サービスの利用者として不適当であると当社が合理的に判断した場合
3. 本条に基づき本サービスの利用が停止されたときであっても、利用者は料金等の支払義務を免れないものとする。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとする。

第28条（利用者からの緊急停止要請）

当社は、利用者側から当社になされる本サービスの緊急停止要請に関しては、原則としてこれを受けないものとする。本サービスの緊急停止ができなかったことによって利用者が損害を被った場合も、当社は一切の賠償責任を負わない。

第29条（サービスの中止・停止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知を行うことにより、又は緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部を中止又は停止できるものとする。
 - (1) 本サービス用設備、その他本サービスを提供するために必要な機器、システム等の保守上又は工事上やむを得ない場合、若しくはこれらに障害が生じた場合
 - (2) 本サービスに用いるシステムのバージョンアップ作業のため、本サービスの一時停止が必要な場合。その場合、日時については予め利用者への告知を行う。
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止あるいは停止することにより本サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - (4) 法令による規制、司法・行政命令等が適用された場合
 - (5) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保する必要がある場合
 - (6) 前各号の他、当社が営業上又は技術上やむを得ないと判断した場合
2. 当社は、前項各号に基づき本サービスの中止又は停止を行った場合、利用者その他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとする。

第30条（サービスの廃止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとする。
 - (1) 廃止日の1カ月前までに利用者に通知をした場合
 - (2) 天災、事変、その他の非常事態の発生により、本サービスを提供できなくなった場合
2. 前項に基づき、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、未払いの料金等のうち、廃止されるサービスが提供される日数に対応する月額利用料金相当額（一部廃止の場合は一部廃止に相当する額）を日割り計算にて利用者に対して請求できるものとする。なお、これにより利用者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負わない。

第8章 一般条項

第31条（秘密保持）

1. 利用者及び当社（以下「被開示者」という）は、本サービス遂行のため相手方（以下「開示者」という）より、直接又は間接を問わず、開示された情報（以下「秘密情報」という）を、第三者（弁護士、税理士、公認会計士、その他職務上守秘義務を負担する専門家、第34条に定める業務の委託先は除く）に開示、漏洩してはならず、利用契約の目的以外に使用してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 被開示者への開示時以前に公知となっていたもの
 - (2) 開示後に、被開示者の責めに帰すべき事由によらずに公知となったもの
 - (3) 被開示者が開示時にすでに保有しており、その点が被開示者の当該開示前のファイル又は記録により明らかになるもの
 - (4) 被開示者が、当該情報につき秘密保持義務を負わない第三者から別途秘密保持義務を課されることなく正当に受領したもの
 - (5) 被開示者が、開示された情報とは無関係に独自に開発したもので、その点が被開示者のファイル又は記録によって明らかになるもの
 - (6) 被開示者が法令により開示しなければならないもの（ただし、法令により開示しなければならない場合に限り秘密情報から除かれるものとし、被開示者は、かかる開示の前にその旨書面により直ちに開示者に通知するものとする。また、被開示者は、当該情報が一般に対して開示されないような措置を開示者がとることにつき、必要な協力をを行うことを条件とする。）
 - (7) 開示者から、開示することにつき書面による事前の承諾を得たもの
2. 被開示者は、開示者から開示された秘密情報の秘密性を保持し、かかる秘密情報の漏洩又は無権限者による使用を防止するために、善良な管理者の注意をもって一切の合理的な措置（ただし、かかる措置は、少なくとも、自己にとって最も秘密性の高い情報を保護するためにとられるものでなければならない。）をとるものとする。
3. 被開示者は、利用契約の履行に必要な範囲を除き、別途開示者の事前の書面による承諾がなければ、開示者から受領した秘密情報を一切、複製・変形・改変・要約又は配布してはならないものとする。
4. 被開示者は、開示者から受領した秘密情報につき複製を行う場合には、同時に、開示者の著作権表示その他の開示者の権利に関する表示についても原本の表示どおりに複製しなければならないものとする。

のとする

5. 被開示者は、開示者の要請があった場合は、直ちに秘密情報を含む一切の文書、有形物及びその写しを開示者に対し返還し、被開示者が利用者でありかつ秘密情報が利用者の設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合は、これを完全に消去するものとする。また、被開示者が利用者の場合、利用者は、当社が求めた場合には、これらの措置が適切に行われた旨の書面による確認書を当社に提出するものとする。

第32条（利用情報の取扱い）

1. 当社は、利用者による本サービスの利用に関して保存された受注情報、商品情報、在庫更新記録等、及び本サービスに基づいて集約した統計情報等（以下「利用情報」という）を前条に従って取扱うものとする。
2. 前項にかかわらず、当社は利用情報を、個人を識別又は特定できない範囲において統計情報として集計し、当社及びグループ会社の事業運営の参考資料として、また、利用者により有用なサービスの開発及び運営のために利用できるものとする。ただし、これによって当社に利用情報をバックアップする義務が生じるものではなく、利用情報の消失、バックアップをしなかったこと、バックアップした利用情報を保存していなかったこと等について、当社は一切責任を負わないものとする。
3. 当社は、解除、期間満了等により利用契約が終了したときは、本規約に別段の定めがない限り、利用情報を全て消去できるものとする。

第33条（個人情報の保護）

1. 利用者及び当社は、本サービス遂行のために相手方より提供を受けた個人情報{「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう}について、本サービスの円滑な提供を確保する為に必要な期間中、これを保存することができるものとする。
2. 利用者及び当社は、個人情報保護に関する法令を遵守し、役員はじめ全ての従業員が、取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに、適正な取扱いと保護に努めるものとする。
3. 利用者及び当社は、これらの個人情報を当該情報本人以外の者に開示・提供せず、本サービスの提供の為に必要な範囲を超えて利用してはならないものとする。ただし、法令上の除外事由に該当する場合には、この限りではない。
4. 当社は、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとし、利用者は予めこれを承諾する。ただし、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、その規定に従うものとする。

第34条（知的財産権）

1. 利用者は、本サービスの提供にかかるプログラム、システム、インターフェイス、画面デザイン、その他の知的財産権は、全て当社若しくは権利元たる第三者に帰属することを確認する。
2. 利用者は、前項に定める当社等の知的財産権を侵害することのないよう最善の注意をはかるものとする。

第35条（再委託）

当社は、料金等の回収代行業務その他、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとし、利用者は予めこれを承諾するものとする。

第36条（契約上の地位の譲渡等）

1. 利用者は、利用契約に基づく利用者の地位を第三者に譲渡し、担保差入し、その他の処分をしてはならないものとする。
2. 当社は、金融機関からの借入その他の目的のために、利用契約に基づく当社の地位及び諸権利の一切を第三者に譲渡し、担保差入し、その他の処分を行うことがあり、利用者は予めこれを承諾するものとする。
3. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに利用者の届出事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとする。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

第37条（通知方法）

1. 当社から利用者（本条において、申込者を含む。）に対する通知は、別段の定めのない限り、当社指定の申込書又は申込フォームに記載された電子メールアドレス又は利用者が予め指定する電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法により行うものとする。
2. 当社が利用者に対して前項の方法により通知した場合において、当該通知が利用者に到達しなかったとしても、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当該不到達に起因して発生した損害について当社は一切責任を負わないものとする。

第38条（存続規定）

第6条第2項から第6項まで、第7条第2項、第16条（未払いがある場合に限る。）、第18条第3項及び第4項、第19条第3項、第20条（未払いがある場合に限る。）、第21条から第26条まで、第27条第3項、第28条、第29条第2項、第30条第2項、第31条、第32条第2項、第33条、第34条、第36条、第37条第2項並びに本条から第41条までの規定は利用契約終了後も有効に存続する。ただし、第31条の規定は利用契約終了後1年間に限り有効に存続するものとする。

第39条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令とする。

第40条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当社と利用者が協議し、円満に解決を図るものとする。

第41条（裁判管轄）

本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

平成24年10月31日制定・施行

平成25年7月1日改定

平成26年6月1日改定

平成27年2月24日改定

平成28年12月16日改定

平成30年5月16日改定

平成31年1月1日改定

令和2年4月1日改定

RMS Service Square 経由の利用者に関する特約

本特約は、Robot-in サービス利用規約に付帯し、RMS Service Square 経由にて当該サービスの契約を締結した利用者に対して適用するものとする。なお、特段の定めが無い限り、本特約で用いる用語の定義は「Robot-in サービス利用規約」（以下「原規約」という）で用いているものと同様とする。

第1条（料金の支払義務等）

原規約第16条第1項について、全文を以下の内容と差し替えるものとする。

「1. 当社は、本サービスの利用に関し、毎月15日を締日として、前月の16日から当月15日までに増加した受注件数に対して、料金表に基づき計算した料金等を RMS システム利用料に上乗せする形で利用者に請求するものとし、利用者は当該請求金額を RMS システム利用料と合わせて支払うものとする。支払に要する費用は利用者の負担とする。なお、料金等の日割計算は行わない。」

第2条（延滞損害金）

原規約第20条について、全文を削除する。

以上

平成28年12月16日制定・施行

平成30年5月16日改定

令和2年4月1日改定